

第 208 回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 9 号

令和 3 年 9 月 3 日かすみがうら市農業委員会告示第 9 号をもって、令和 3 年 9 月 10 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 208 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 3 年 9 月 10 日（金） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

2番	西崎 敏和	3番	鈴木 良道	4番	宮本 教夫	5番	塚本 勝男
6番	安田 治	7番	飯田 敬市	8番	久松 弘叔	9番	井坂 孝雄
10番	高田 健司	11番	谷中 昌	12番	廣原 孝	13番	栗山 千勝
14番	塚本 茂	15番	中山 峰雄				

4. 欠席委員

1 番 海東 功

5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明 主任 青山 哲士

6. 議事録署名委員

9 番 井坂 孝雄 10 番 高田 健司

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出  
について

報告第 26 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 63 号 現況証明願の交付決定について

議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積  
計画の決定について

議案第 65 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積  
計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第 66 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配  
分計画案の意見の決定について

午後 2 時 45 分閉会

<p>事務局長</p>	<p>只今から、令和3年度第208回農業委員会総会を開会いたします。  只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。  なお、委員会会議規則第4条により、1番海東功委員から欠席届が提出されております。  それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(会長あいさつ)</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(諸般の報告朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。  議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番井坂孝雄委員、10番高田健司委員を指名いたします。  なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。  只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。  (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告第25号から第26号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。  (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案審議に入ります。  はじめに「議案第61号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>

議長	<p>最初に、番号2番について審議いたします。</p> <p>なお、番号2番については、9番井坂孝雄委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により、退席願います。</p> <p>(9番井坂孝雄委員退席)</p>
	事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
4番宮本委員	<p>9月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、西崎委員と栗山委員と私、宮本の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号2番は、加茂地内の●●●●●●●●●●から約600m北東に位置する田1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。9番井坂孝雄委員の入室をお願いします。</p> <p>(9番井坂孝雄委員入室)</p> <p>次に、番号1番、及び番号3番から番号4番について審議いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
4番宮本委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>まず、番号1番は、穴倉地内の●●●●から約700m南に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、栗が作付けされており、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号3番は、牛渡地内の●●●●●から約200m西に位置する田1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。れんこんを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号4番は、坂地内、●●●●の南に隣接する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。トウモロコシを作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第61号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」 は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長	次に「議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
2番西崎委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●から約300m南東に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、駐車場として利用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。 申請地は、下軽部地内の●●●●●●から約400m西に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 なお、本案件につきましては 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号3番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。 番号3番の申請地は、●●●●●●●●から約500m南東に位置する畑1筆になります。 これらは、ともに第2種農地と判断しました。 なお、申請地にはすでに仮設事務所が設置されていることから状況から、始末書が添付されております。 申請人は、霞ヶ浦河川事務所発注工事の仮設事務所として利用するため、今回の申請に至りました。</p>

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号4番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。  
番号4番の申請地は、●●●●●●●●●●の600m南西に位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号5番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。  
申請地は、●●●●●●●●●●の600m南西に位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号6番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。  
申請地は、男神地内●●●●●●●●の南に隣接する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。

申請人は、駐車場として利用するため、今回の申請に至りました。  
転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
許可要件を満たしていると考えます。

以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。  
これより、議案審議に入ります。  
番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  
(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。  
番号1番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
6番安田委員	2番、4番、5番、ともになんですが、面積に対しての太陽光パネルの枚数なんですが、比例してないような感じがするんですが、そのへんどうなんでしょうか。 地形もあると思いますが、特に、4番と5番はパネルの面積が同じ、どのようになっているのか説明をお願いします。
事務局	はい、お答えします。まず、太陽光パネルについてなんですが、全部同じメーカーというわけではないので、1枚の大きさも変わってくるので、おのずと枚数もばらばらになるかと思います。また、4番、5番につきましては、配置の関係で枚数が同じようになっているというようなこととなっております。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、番号4番については、3,000㎡以上の案件となることから、茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにはご承知おき願います。
議長	次に「議案第63号現況証明願の交付決定について」上程いたします。

事務局	<p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p> <p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
2番西崎委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、牛渡地内の●●●●●●から約200m北東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、20年以上前から倉庫が立っている状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号8番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、牛渡地内の●●●●●●から約200m東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、20年以上前から住宅敷地として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
5番塚本(勝)委員	<p>現況が畑、利用状況が宅地、これはどういうことになってるのかな。1番も2番も同じことなんだけど。税務課は20年もたってたら、宅地として現況はやると思ったけど、どういうことになっているんだろう。</p>
事務局	<p>はい、お答えいたします。たしかに委員のおっしゃられるとおり、税務課の固定</p>

	<p>資産台帳、これは、宅地にされているかと思えます。ただ、農地台帳のほうがまだ、現況、畑となっていたということで記載されているということです。</p>
5 番塚本（勝） 委員	<p>税務課は宅地になってるの。</p>
事務局	<p>そう、思われます。</p>
5 番塚本（勝） 委員	<p>確認だけはしておいて下さい。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 （異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>番号 2 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 （異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第 6 3 号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 6 4 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします</p>

事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第64号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第65号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第65号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>

議長	次に「議案第 6 6 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 6 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 6 6 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他として、事務局からの報告があります。
事務局	前回 8 月の総会で、事業計画変更申請に、始末書を添付することとした案件については、始末書の提出がありましたのでご報告いたします。
議長	その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。
議長	来月の総会は、10月11日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、塚本勝男委員、安田治委員、鈴木良道委員です。 日時は、10月4日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしく願いいたします。
議長	他に事務局から、何かありますか。

事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>①農地利用最適化推進業務活動について</p> <p>②公道での農機事故予防対策のパンフレットについて</p> <p>③農業者年金の研修予定について</p>
議長	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p> <p>(質疑、質問等無し)</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第208回総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議大変ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_